

新兵庫県環境基本計画

(共生と循環の環境優先社会をめざして)



兵 庫 県



広い区域にわたる優美な景色は、世界の何処にもないであろう。将来、この地方は、世界で最も魅力ある場所の一つとして高い評判を勝ち得るに違いない。長い間保たれてきたこの状態が今後も長く続かんことを祈る。その最大の敵は、文明と以前知らなかった欲望の出現である。
リヒトホーフェン（出典：中国日記 1868）

目次

- ① 兵庫県の環境に関する現状と課題……………1
- ② 計画と目標とめざすべき環境の姿……………2
- ③ 目標達成のための4つの基本戦略……………3
- ④ 環境保全のための取り組み……………5
 - I. 地域環境の負担の低減……………5
 - II. 自然環境の保全と美しい環境の創造……………7
 - III. 地球環境問題への対応……………9



ごあいさつ



「環境の世紀」といわれる21世紀を迎えた今、私たちは、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムから脱却し、自然と共生した持続可能な循環型社会の実現をめざし、経済システムやライフスタイルを変革していかなければなりません。

兵庫県では、平成8年6月に、環境適合型社会の形成をめざした「兵庫県環境基本計画」を策定し、県民や企業・団体の参画と協働による取り組みを積極的に進めてきました。こうした成果を踏まえつつ、その後明らかになった新たな課題にも対応するため、このたび、計画を全面的に見直し、新たな環境基本計画を策定しました。

この計画では、「共生と循環の環境適合型社会」を基本目標とし、その達成に向け、「ひょうごエコライフスタイル」の創造、環境への取り組みが組み込まれた社会経済システムの構築など、4つの基本戦略を掲げ、総合的かつ計画的な取り組みを進めます。

この計画は、行政計画であると同時に、県民、事業者、NPO等の活動に係る基本指針でもあります。共に手を携え、持続可能な循環型社会の実現により美しい兵庫づくりを進めていきましょう。

平成14年5月

兵庫県知事 井戸敏三

HYOGO

- ⑤ 計画の推進 11
 - I. 県民、事業者、行政のパートナーシップ 11
 - II. 県の率先的な取り組み 11
- ⑥ 各分野の主な計画等(めざすべき環境目標) 12

①兵庫県の姿

- 県土**
 - ・日本海から瀬戸内海までの広大な県土(面積全国12位)
 - ・県土の約7割が森林(森林面積全国14位)
- 人々**
 - ・人口の8割は瀬戸内海沿岸に居住(人口全国8位)
 - ・阪神淡路大震災を契機とするボランティア活動の盛り上がり
- 産業**
 - ・盛んな製造業(製造品出荷額全国7位)
 - ・西日本の交通の要衝(高速道路延長全国1位)
- 自然**
 - ・東西南北の生物相の接点(日本一低い中央分水界)
 - ・多様な気候類型(日本海、内陸、瀬戸内海)

②本県の環境を巡る課題

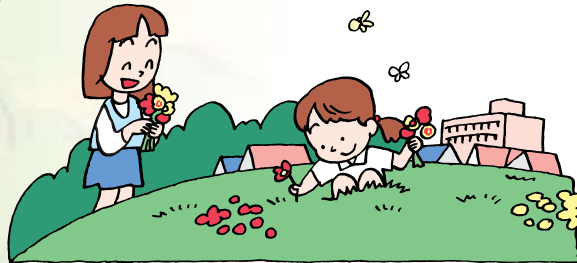


<計画の目標>

共生と循環の環境適合型社会

▶ 環境

- ①きれいな大気・水・土に包まれた
健やかな環境
- ②多様な生き物が共生する
豊かな自然環境
- ③個性的な文化や景観に
魅力的な居住環境



社会 ◀

- ①地域間と世代間の
公平が図られる社会
- ②環境配慮の仕組みが盛り込まれた
経済社会
- ③環境にやさしい知恵や手立てを
引き継ぐ社会



▶ 人々

- ①共生と循環を基調とした
暮らしを営む人々
- ②より良い環境づくりに
責任を持って取り組む人々
- ③健康で文化的な生活を
楽しんでいる人々



「共生と循環の環境適合型社会」という目標を達成するためには、すべての環境分野において、県民・事業者・行政等の社会のすべての主体の参画による取り組みを推進していくことが必要です。

こうした様々な主体による様々な取り組みを総合的かつ計画的に推進していくにあたって、配慮すべき基本的な事項を目標達成のための基本戦略として定めました。

「ひょうごエコ・ライフスタイル」の創造

県民、事業者、行政が一体となつて、5R生活*など環境にやさしい「ひょうごエコ・ライフスタイル」づくりに取り組みます。

- エコマーク商品等、環境にやさしい商品の積極的な購入
- 自らの生活による環境影響を客観的に知るための環境家計簿等の普及
- 環境学習プログラムに基づく総合的・体系的な環境教育、環境学習の推進
- 「自然学校」(小学5年対象)や「トライやるウィーク」(中学2年対象)等の体験型学習の推進
- 環境関連施設での学習や豊かな自然環境との触れ合いの機会を提供するエコツーリズムの推進

環境へのとりくみが盛り込まれた社会経済システムの構築

「環境に良いことをしても損をしない」ばかりではなく、「環境に良いことをしたら儲かる」ような産業活動システムを作ります。

- 事業所における自主的な環境管理を推進するための環境マネジメントシステムの推進
- 事業活動における環境影響を客観的に把握し公表するための環境会計、環境報告書の普及促進
- 地域の課題解決のため住民自身が地域の資源を活用して取り組むコミュニティビジネスの支援
- 使用済み製品の回収やリサイクル事業等の環境産業の育成
- 拡大生産者責任*等の考え方を踏まえた責任分担
- 環境税等の経済的手法の導入

担い手の育成と パートナーシップの形成

社会のあらゆる主体が環境問題についての理解と情報共有を進め、環境づくりの「担い手」として役割を果たすとともに、各主体間のパートナーシップを形成します。

- 環境報告書等による事業者の自主的な環境情報の公開
- 行政や事業所の有する様々な環境に係る情報を共有する仕組みづくり
- 県民の参画と協働を促す仕組みづくり
- グラウンドワーク*運動等地域の環境改善運動の支援
- 地域における環境保全活動を引っ張り、コーディネーターする人材リーダーの養成

地域間、世代間の 公平性の確保

国内はもとより地球上の全ての人々が等しく豊かな環境のもとで暮らせるとともに、地域間のみならず、私たちの子や孫の世代においてもそのような優れた環境の恵みを公平に享受できるような社会の仕組みをつくりまします。

- 市町や府県を超えた広域的な環境行政ネットワークの形成
- 国際的な環境協力の推進とネットワークの形成
- 残された環境汚染等、20世紀の負の遺産の解消
- 失われた自然環境の回復と創造

※5R生活：いわゆる3R（廃棄物の排出抑制(reduce)、再使用(reuse)、再資源化(recycle))に、ごみになるような物の受け取りを拒否する(refuse)と修理して使う(repair)を加え、今後めざすべきライフスタイルのあり方を整理したもの。

※拡大生産者責任：製品等が廃棄物となった後においても、生産者が回収やリサイクルの義務を負うとする考え方

※グラウンドワーク：住民、企業、行政の三者が協力し合い、生活の場(グラウンド)の自然環境や地域社会を改善して行く創造的活動(ワーク)のこと。原則としてボランティアで運営され、話し合いの場だけでなく、実際に汗を流して活動していくことに特徴がある。

環境保全のための取り組み

I. 地域環境の負荷の低減

大気環境の保全のために

- 事業活動や自動車交通に伴う大気汚染物質の排出状況の監視
- 低公害車や低排出ガス車の普及促進
- 交通需要を調整することにより交通混雑の解消を図る交通需要マネジメント（TDM）や、複数の交通手段の連携により車の集中を緩和するマルチモーダル施策の実施
- DPF（ディーゼル微粒子除去装置）の装着促進等、ディーゼル車対策の推進



水・土壌環境の保全のために

- 廃油の回収、洗剤使用の抑制等、家庭からの生活雑排水対策
- 「生活排水99%大作戦」に基づく生活排水処理施設の整備の推進
- 事業活動に伴う有機汚濁物質等の排出抑制
- 水源涵養に必要な森林、農地等の保全、多自然型川づくりの推進
- 県民参加による環境調査等、水とのふれあいの推進
- 有害物質等による地下水汚染、土壌汚染の未然防止
- 汚染した土壌等の原因者による汚染浄化



化学物質による汚染を防ぐために

- ダイオキシン類、外因性内分泌攪乱物質(環境ホルモン)等の継続的なモニタリングの実施
- PRTR法の適切な運用と事業者と県民との環境リスクコミュニケーションの形成
- PCBの無害化処理の推進
- 有害化学物質についての知見の集積と排出抑制対策の推進



廃棄物のリサイクル・適正処理のために

- 買い物袋の持参や過剰包装の辞退等、すぐにごみとなるものを受け取らない生活の推進
- リターナブル容器の使用や不要品の交換、家電製品やおもちゃ等を修理して長く使う等の生活の推進
- スーパー等での店頭回収や集団回収の推進
- リユース、リサイクルを前提とした製品製造、流通、販売等のシステムの構築(製品を売るのではなく、機能を売るというビジネスモデル等)
- リサイクル施設の立地等、静脈産業の育成
- 家電リサイクル法、建設リサイクル法等個別法の適切な運用
- 野焼きや不法投棄等の未然防止と監視体制の強化



▲「宝塚おもちゃ診療所」では、ボランティアで子供のおもちゃの修理を行っています。

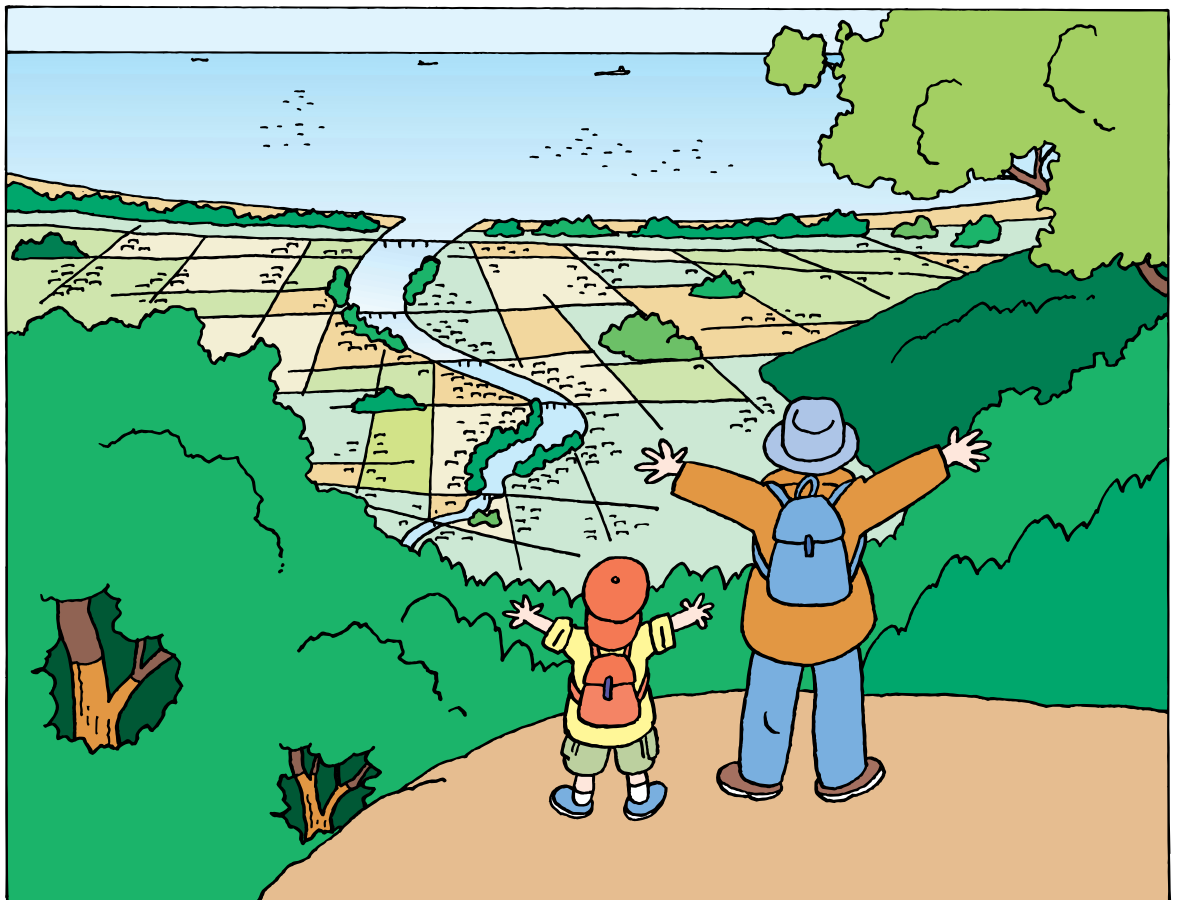
環境保全のための取り組み

Ⅱ. 自然環境の保全と美しい環境の創造

我々の先人たちは、森や川や海といった自然から大きな恵みを得、自然と共生し、豊かな暮らしと文化を築いてきました。

しかしながら、高度成長期の飛躍的な経済成長の一方で、以降、私たちの暮らしや産業が自然と切り離され、森林は荒廃し、河川流域の風景は一変し、海では藻場や干潟などが失われてきました。

このため、失われた自然環境の回復や創造を進め、豊かで多様な自然環境を県民の共有財産として保全するとともに、文化財や歴史的街並みなどの保全・継承を進め、ゆとりと潤いのある美しい環境を創造します。



多様な生き物との共生

- ひょうごビオトーププランに基づく、野生生物の生息空間の保全
- 人と野生生物の共生をめざしたワイルドライフマネジメントの推進
- 自然公園の適正な利用
- 里山林や藻場・干潟の保全と創造



▲県立コウノトリ公園で飼育されているコウノトリ

美しい環境、さわやかな緑の創造

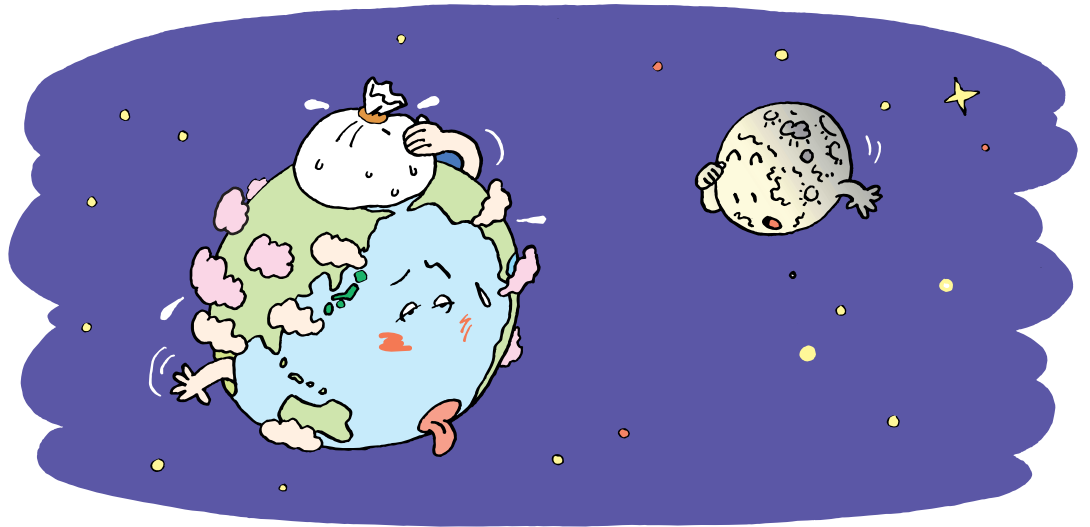
- 家庭や事業所、公共空間等の緑化の推進
- 条例に基づく敷地や屋上緑化の推進
- 森林や農地、藻場・干潟等の優れた自然環境の保全・再生
- 居住環境や地域アメニティの向上



優れた景観の保全と創造

- 周辺景観に配慮した建物や屋外広告の設置
- 自然風土や歴史的遺産、文化財の保全
- 景観形成地区、風景形成地域等を拠点とした優れた景観づくり

環境保全のための取り組み Ⅲ. 地球環境問題への対応



地球温暖化防止対策の推進

- エネルギー効率の高い機器の使用等、省エネルギーに配慮した生活や事業活動の推進
- 必ず実行すべきものから、できれば実行すべきものまでを網羅したステップアップ方式による取組の推進
- 地球温暖化防止活動推進員や推進協力員による活動支援や普及啓発
- 淡路菜の花プロジェクト等、地域における新エネルギーの導入の取組を支援
- 二酸化炭素の吸収源となる森林の整備や屋上緑化等の推進
- 畜産技術の高度化、焼却施設の適正管理等、二酸化炭素以外の温暖化ガスであるメタンや一酸化二窒素等の削減対策



▲太陽光発電パネルを設置した住宅

▼北淡町震災記念公園に設置された風力発電施設



オゾン層の破壊防止、熱帯林の保全

- 自動車のカーエアコン等に使用されている特定フロンの適切な回収・破壊
- 断熱材フロンの回収・処理のための法制度の創設を働きかけ
- 輸入木材の有効活用や県内産木材の活用の推進
- 紙製品の節約や再生利用の促進

環境国際協力の推進

- 姉妹友好州省等との環境技術協力の推進
- 海外技術研修員の受け入れや職員の海外派遣等を通じた環境技術の移転
- APNセンター※やIGES関西研究センター※等の国際的環境研究機関の活動支援
- 国際環境研究機関との共同による国際シンポジウムの開催
- 民間事業者が主体的に行うCDM(クリーン開発メカニズム)事業の支援

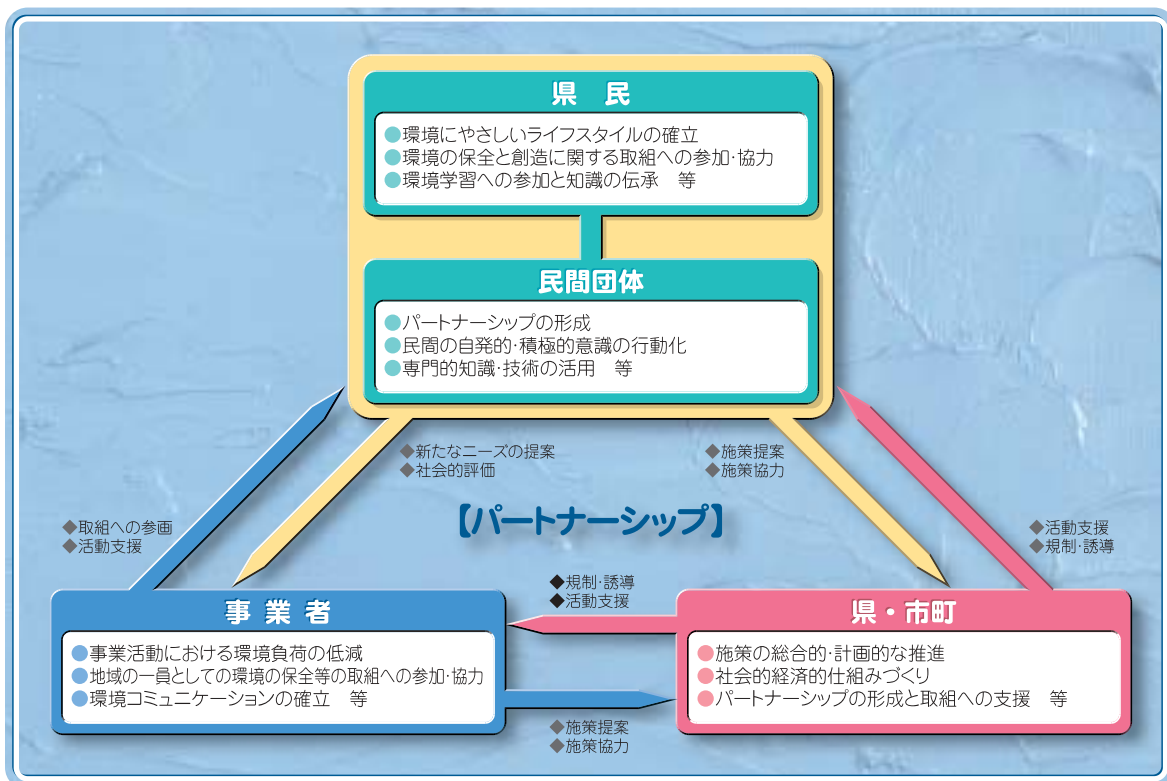
※APNセンター：アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)は、アジア太平洋地域における政府間のネットワークを形成し、地球環境に関する国際共同研究を推進していくために設立された、世界3大環境研究支援ネットワークのひとつ。平成11年8月、その事務所が神戸市内に設置された。

※IGES関西研究センター：(財)地球環境戦略研究機関(IGES)は、地球環境を保全し、より持続可能で公平な社会の実現を目指して、実践的な手法を提案するために平成10年に設立された非営利の研究機関。本部は神奈川県にあるが、平成13年6月、「産業と環境」に関する研究活動を行うため、関西研究センターが神戸市内に設置された。



▲淡路夢舞台国際会議場で開催された第2回日中韓円卓会議

I. 県民、事業者、行政のパートナーシップ



II. 県の率先的な取り組み

◆環境率先行動計画の推進

- 県の事務実施にあたって、率先して次のような取り組みを行っています。
 - 温室効果ガスの排出削減（昼休み消灯、太陽光パネルの設置等）
 - 廃棄物の減量化（電子文書によるペーパーレス化、分別排出の徹底等）
 - 水使用量等の削減（節水栓の設置、トイレの2度流しの削減等） 等

◆環境創生5%システム

- 県が発注する工事において、工事費の5%以上を環境創生措置に充てるというルールを定めました。

環境創生措置は、自然エネルギーの導入、リサイクル等資源の利用、自然の回復等、幅広い範囲のものを指定しています。

- 総事業費1億円以上の新規着工事業については、このルールを義務化し、これ以下の事業費のものについては努力義務としました。



▲西播磨庁舎は太陽光発電パネルをはりめぐらせた屋根、間伐材を利用したルーバー等、徹底して環境に配慮した建物になっています。

◆地域環境

兵庫地域公害防止計画 (策定手続き中)

大気：二酸化窒素、浮遊粒子状物質の環境基準の達成
水質：河川及び海域のBOD、CODの環境基準の達成
騒音：環境基準の達成

◆地球温暖化

新兵庫県地球温暖化防止推進計画 (平成12年7月)

温室効果ガス：排出量を1990年比で6%削減

グリーンエネルギー推進プログラム (平成14年4月)

省エネ推進：354万kl(原油換算)
新エネ導入：121万kl(原油換算)
(エネルギー起源のCO₂は1990年比で5%削減)

◆ごみ・リサイクル

ひょうご循環社会ビジョン (平成13年3月)

兵庫県廃棄物処理計画 (平成14年3月)

一般廃棄物：22年度の最終処分量 460千 t
産業廃棄物：22年度の最終処分量 1,173千 t
(最終処分量を平成9年度比で約50%削減)

◆自然環境

ひょうごの森・川・海再生プラン (平成14年5月)

森、川、海の再生のための基本的な考え方をまとめたもの

せとうち環境創造ビジョン (平成13年3月)

瀬戸内海に面する市町が主たる対象地域
藻場・干潟面積、人工海岸率について、当面は1960年レベルに
長期的には瀬戸内海全域における平均レベルに

兵庫ビオトーププラン (平成7年3月)

県民・事業者・行政がビオトープの保全や創出に取り組むための指針

さわやかみどり創造プラン (平成13年3月)

森林面積を1998年度比で同水準にとどめるとともに、農山村及び都市地域の緑面積を農村地域で4,000ha、都市地域で1,000ha増加させる併せてこれらの、質的な向上を図る。

新兵庫県環境基本計画

(共生と循環の環境優先社会をめざして)



このパンフレットは、新兵庫県環境基本計画の概要を紹介するため
兵庫県が編集作成したものです。
計画の詳細につきましては、以下にお問い合わせ下さい。

兵庫県 環境政策課

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1
TEL.078-341-7711 内線3324、3325
e-mail kankyouseisakuka@pref.hyogo.jp
<http://www.pref.hyogo.jp/>